

環境影響評価書案の概要

- 都市高速鉄道第7号線目黒・溜池間建設事業—
- 都市高速鉄道第6号線清正公前・三田間建設事業—

平成元年11月

帝都高度度交通営団
東京都

1. 総 括

1.1 事業者等の氏名及び住所

(1) 事業者

ア 都市高速鉄道第7号線目黒・溜池間建設事業

　氏名：帝都高速度交通営団 代表者 総裁 中村四郎

　住所：東京都台東区東上野三丁目19番 6号

イ 都市高速鉄道第6号線清正公前・三田間建設事業

　氏名：東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

　住所：東京都千代田区丸の内三丁目 5番 1号

(2) 都市計画を定める者

　氏名：東京都知事 鈴木俊一

　住所：東京都千代田区丸の内三丁目 5番 1号

1.2 対象事業の名称

都市高速鉄道第7号線目黒・溜池間建設事業（鉄道の新設）

都市高速鉄道第6号線清正公前・三田間建設事業（鉄道の新設）

1.3 対象事業の内容の概略

(1) 都市高速鉄道第7号線目黒・溜池間建設事業

本事業は、都市高速鉄道第7号線の第二期工事（その2）として、品川区上大崎から港区赤坂までの延長約 5.5kmの区間に都市高速鉄道を新設するものである。この区間には、目黒駅、白金台駅、清正公前駅、麻布駅、東六本木駅（いずれも仮称）の 5駅を設置する。（図 1-3-1 参照）

事業計画の概要は、表 1-3-1に示すとおりである。

表 1-3-1 事業計画の概要

項目	内 容
区間	品川区上大崎四丁目から港区赤坂二丁目
延長	約 5.5Km
駅	地下駅 5駅
単・複線の別	複 線
軌間	1,067mm
軌条	60kg/m
動力	電力（直流 1,500ボルト）
完成予定年度	平成 7年度

(2) 都市高速鉄道第6号線清正公前・三田間建設事業

本事業は、現在三田～西高島平間（約22.5km）にて営業されている都市高速鉄道第6号線を延伸するもので、港区白金二丁目から港区芝五丁目までの、延長約 1.7Kmの鉄道建設事業である。

清正公前駅（仮称）において、都市高速鉄道第7号線（営団建設予定）と、乗り入れ連絡を行う計画である。（図 1-3-1 参照）

事業計画の概要は、表 1-3-2に示すとおりである。

表 1-3-2 事業計画の概要

項目	内 容
区間	港区白金二丁目から港区芝五丁目
延長	約 1.7Km
駅	地下駅 1駅（営団7号線と共に用：営団施工）
単・複線の別	複 線
軌間	1,067mm
軌条	50kg/m
動力	電力（直流 1,500ボルト）
完成予定年度	平成 7年度

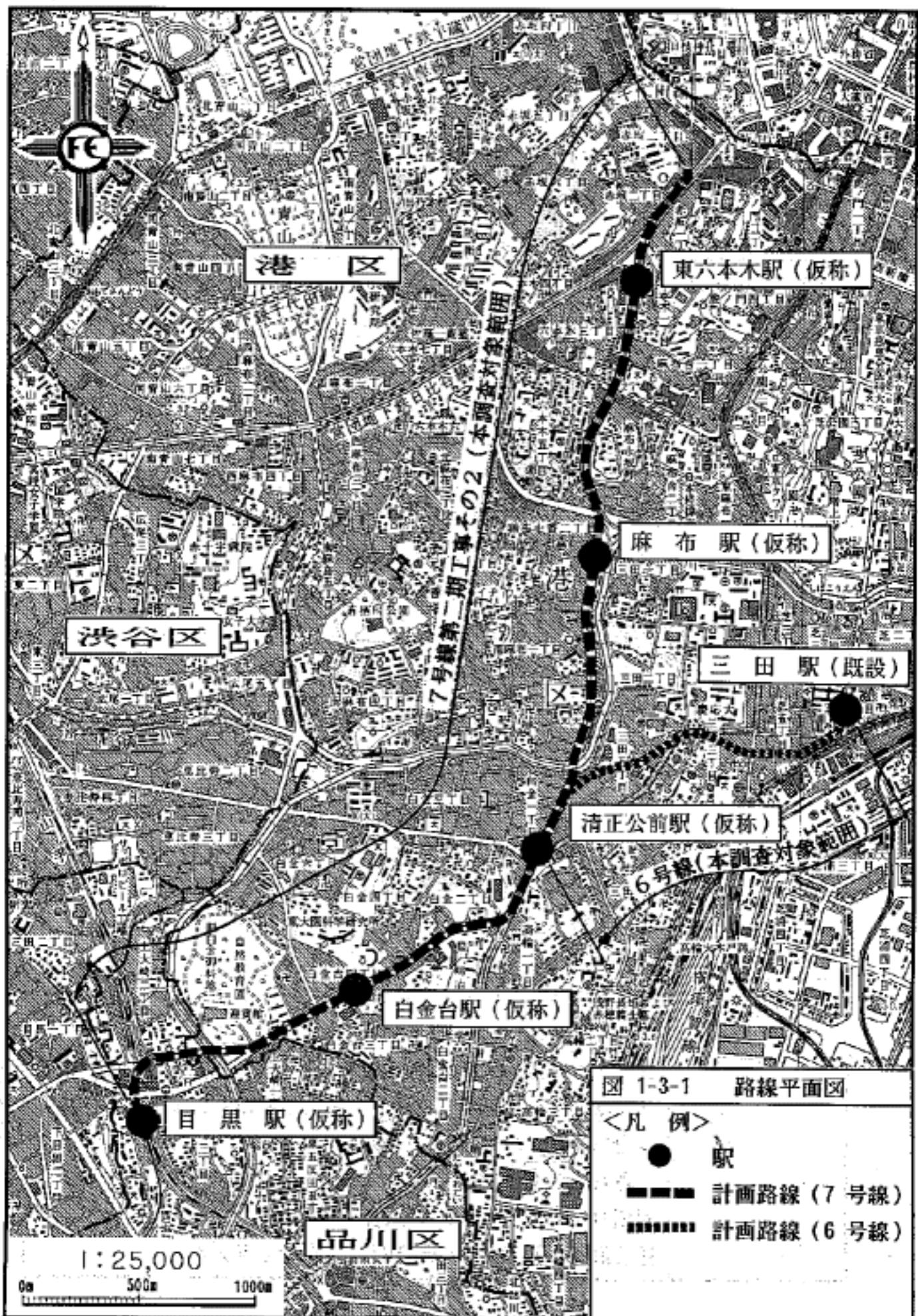


図 1-3-1 路線平面図

<凡 例>

- 駅
- 計画路線（7号線）
- 計画路線（6号線）

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

計画路線周辺の現況及び事業計画の内容等を考慮して予測・評価項目を選定し、現況調査、予測及び評価を行った。

環境影響評価の結論の概要は、表 1-4-1に示すとおりである。

表 1-4-1 環境影響評価の結論の概要

予測・評価項目	結論の概要
1. 騒音	工事の施工中の建設機械騒音は、騒音規制法及び東京都公害防止条例で定める基準以下であり、さらに工事にあたっては、低騒音型建設機械の採用等、環境保全対策に十分配慮するため、周辺住民の生活環境への影響は少ないものと考える。
2. 振動	工事の施工中の建設機械振動は、振動規制法及び東京都公害防止条例で定める基準以下であり、さらに工事にあたっては、低振動型建設機械の採用等、環境保全対策に十分配慮するため、周辺住民の生活環境への影響は少ないものと考える。 工事の完了後の列車走行に伴う振動は、すでに開業している有楽町線及び半蔵門線と深さ、軌道構造とも同じであり、これらの線では列車走行に伴う振動による問題が生じていないことからも、周辺住民の生活環境への影響はないものと考える。
3. 地盤沈下	工事の施工中の開削工事区間では、剛性や遮水性の高い遮水性土留め工法で施工するため、周辺の建築物等に影響を与えるような地盤沈下は生じないものと考える。また、シールド工事区間においても、地盤変状に影響の少ない密閉式工法（泥水加圧式工法等）で施工するため、周辺の建築物等に影響を与えるような地盤沈下は生じないものと考える。
4. 地形・地質	工事の施工中の開削工事区間では、遮水性土留め工法で施工するため、周辺の地下水位の変化はわずかであると考える。 また、シールド工事区間では、地下水位への影響の少ない密閉式工法（泥水加圧式工法等）で施工するため、地下水位の低下はないものと考える。 さらに工事の完了後においても、地下構造物の周辺を地下水が回り込んで流れるので、地下水位の変化はわずかであり、周辺住民の生活環境への影響はないものと考える。

予測・評価項目	結論の概要
5. 史跡 ・文化財	<p>工事の施行中、文化財の至近を通過するが、シールド工事区间では密閉式工法（泥水加圧式工法等）で、開削工事区间では遮水性土留工法で施工するとともに、文化財保護法等に基づき事前に関係諸機関と十分協議を行い、適切に対処するため影響はないものと考える。</p> <p>また、周知されていない埋蔵文化財包蔵地についても、文化財保護法等に基づき同様に対処するため影響は少ないものと考える。</p>

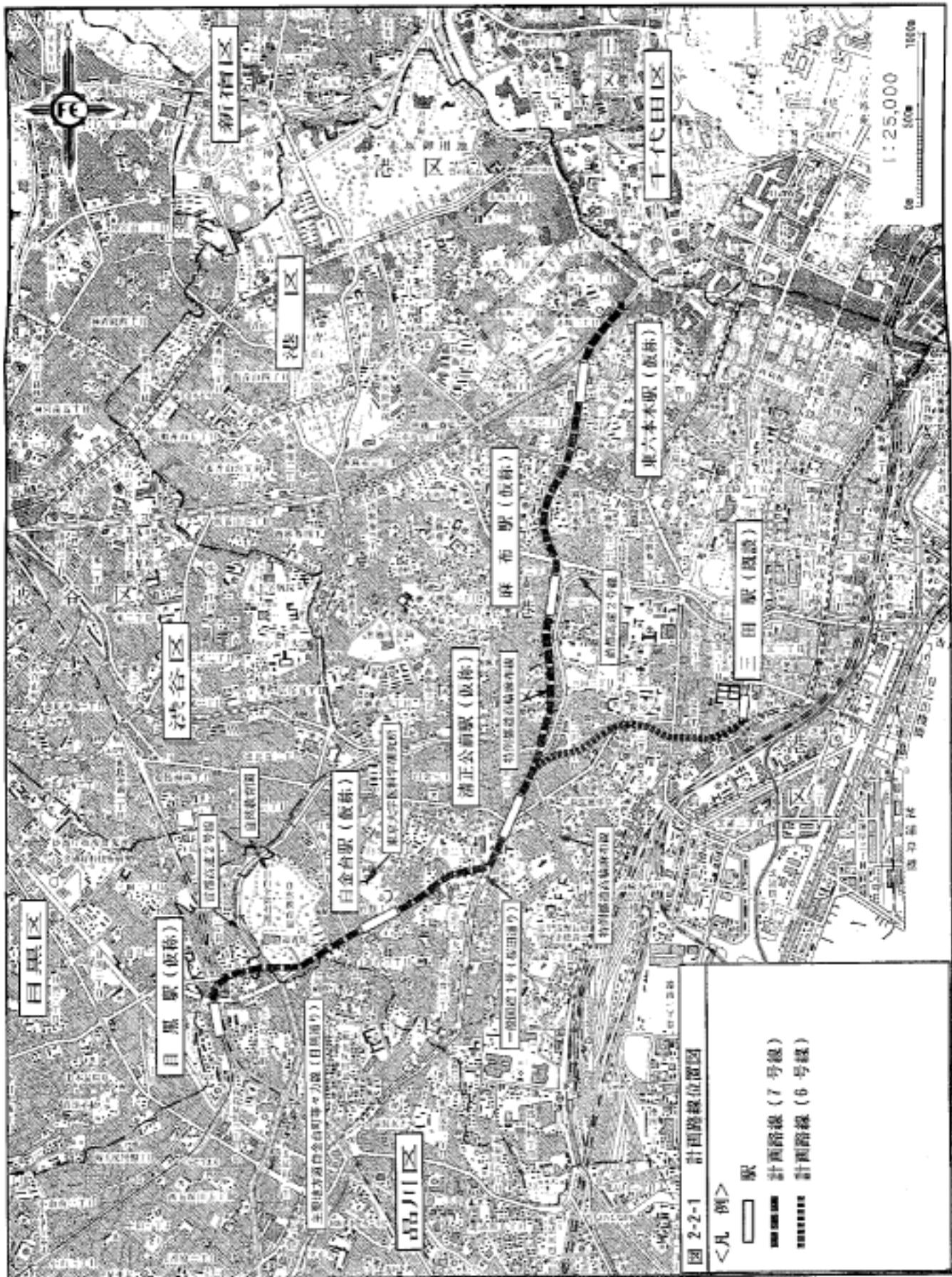


图 2-2-1 計画路線位置図

<凡例>

- 駅
- 計画路線（7号線）
- 計画路線（6号線）

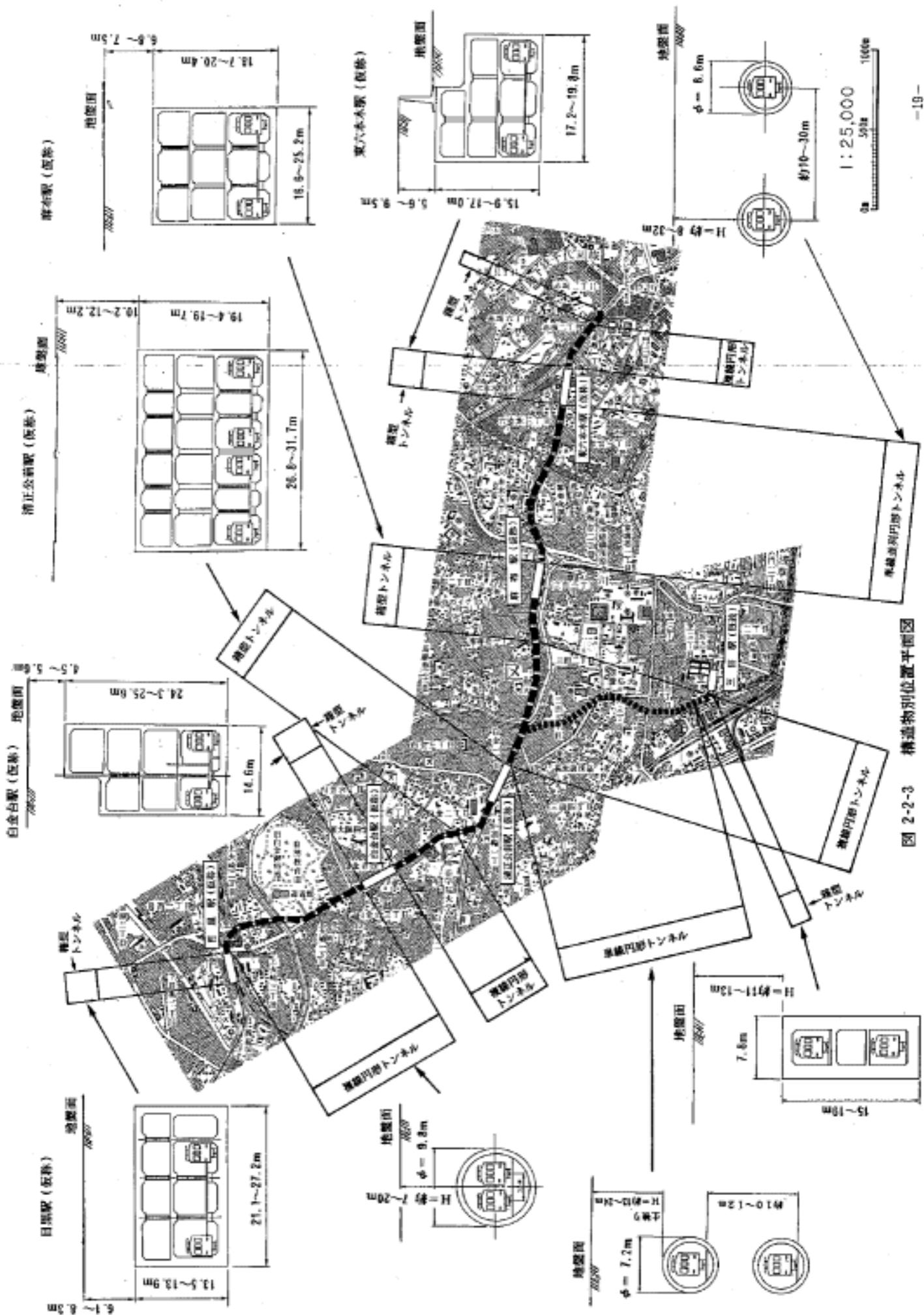


图 2-2-3 搞遗物別位置平面图